

足場等点検表

本点検表は、足場等の組立て後・一部解体後・変更後・悪天候後、中震以上の地震後に使用するものです。

作業前に行う、「墜落防止設備」点検では、e04-01 を使用してください。

- ① わく組足場
- ② 単管足場
- ③ くさび緊結式足場
- ④ 移動式足場
- ⑤ 吊り(棚)足場
- ⑥ 作業構台

注意事項

(注1)

工期は契約工期ではなく、実際の工期を記入すること。なお、点検結果等の保存については、労働安全衛生規則第567条第3項、第575条の8第3項、第655条第2項及び第655条の2第2項において、足場又は作業構台を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間となっていることに留意すること。

(注2)

点検の実施者は、足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者、建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」等を受けた者等、十分な知識・経験を有する者から指名すること。

(注3)

点検の実施理由は、労働安全衛生規則第567条第2項及び第665条第2項に規定されている強風、大雨、大雪等の悪天候、中震以上の地震、足場の組立て後、一部解体後、変更後のいずれに該当するか詳細も含めて記入すること。また、定期に点検を行う場合もその内容を記入すること。

(注4)

足場等の用途、種類、概要欄は、外装工事用わく組足場、内装工事用移動式足場、橋梁塗装用つり棚足場等、その用途や構造が明らかになるような名称を記入するとともに、足場の大きさ(高さ×幅、層数×スパン数)及び設置面等の概要も記入すること。

(注5)

点検結果の良否については、足場の該当箇所が明らかになるよう記載すること。

(注6)

是正内容については、是正箇所、是正方法、是正した期日を明らかにすること。
是正の確認は、点検者のみならず、管理者、事業者又はそれに代わる者も行うこと。

(注7)

手すり、中さん等の足場用墜落防止設備の点検に当たっては、単に取り外しや脱落の有無だけでなく、その取付け状態が適切であるか、入念に点検する必要があること。